

西予市分別収集計画

[第 11 期]

令和 7 年 11 月

愛媛県西予市

西予市分別収集計画

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	3
6	容器包装廃棄物の排出抑制の方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	4
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	5
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み (法第8条第2項第4号)	6～7
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法 (法第8条第2項第4号)	8
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	9
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	10
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	11

1 計画策定の意義

本市は、平成 16 年 4 月に旧東宇和郡の明浜町・宇和町・野村町・城川町及び旧西宇和郡三瓶町が合併して誕生した市である。容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）が本格施行された平成 9 年には、旧町ごとのごみ分別であったが、合併後統一され現在の 15 分別 23 品目にいたる。

今後、循環型社会を形成していくうえで、資源の有効利用促進を推進し、リサイクル率の向上を図る必要がある。そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画は、法第 8 条に基づいて、容積比で一般廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物の分別収集・再資源化を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政がそれぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

併せて、プラスチック資源循環法に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進する。

本計画より、容器包装廃棄物や製品プラスチックの資源循環を推進することによって、廃棄物の減量や温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

(1) 3 R の推進

リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）リサイクル（再利用）に関する施策を推進する。

(2) 市民との情報の共有

各行政区より環境委員を選任し意見交換をしながら情報の共有を図ることにより、廃棄物の分別・発生抑制に努める。

(3) 循環型廃棄物処理施設の整備

3 計画期間

本計画の計画期間は令和 8 年 4 月を始期とする 5 年間とし、令和 10 年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を分別収集の対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み (法第8条第2項第1号)

本市から排出される容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込みは次のとおりとする。

容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み

[単位 : t]

項目	年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物		2,146 t	2,111 t	2,074 t	2,040 t	2,006 t
製品プラスチック		259 t	254 t	250 t	246 t	242 t

各年度における容器包装廃棄物の種類別の排出量の見込み

[単位 : t]

項目	年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
スチール製容器		59	58	57	56	55
アルミ製容器		115	113	111	109	107
無色のガラス製容器		160	158	155	152	150
茶色のガラス製容器		125	123	121	119	117
その他の色のガラス 製容器		5	5	5	5	5
飲料用紙製容器		49	48	47	47	46
段ボール		356	350	344	338	333
その他の紙製容器包装		263	259	254	250	246
ペットボトル		211	207	204	200	197
白色トレイ		27	27	26	26	25
その他のプラスチック 製容器包装		776	763	750	738	725
合 計		2,146	2,111	2,074	2,040	2,006

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策の実施にあたっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

市民の廃棄物行政に対する意見を反映し分別に対して理解を求め、長期的、総合的展望にたった計画の策定、ごみ減量化の方策を検討する。

また、環境委員による各地域での、ごみ分別の指導を通じ、リサイクル活動の推進や意識啓発に努め、容器包装廃棄物の排出の抑制を図る。

(1) 環境委員の活用

環境委員会を通じて情報提供をおこない、地域でのごみ分別の指導、廃棄物の発生抑制を積極的に取り組む。

(2) 施設見学の受入

ごみ分別の重要性と理解を深めることを目的に、中間処理施設等への見学受入を積極的に実施する。

(3) レジ袋の削減

スーパー・マーケット等の小売店での包装の簡素化を推進するとともに、買い物袋の持参について啓発を行いレジ袋の削減に取り組む。

(4) 広報誌等を利用しての啓発活動

広報誌・ホームページ等の多様な媒体を利用して市民に対して情報提供を実施する。

(5) 地域や学校等への啓発活動

地域団体、学校等へ依頼に応じ職員が出向き、分別説明会を実施する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。また、市民の協力度、市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類及び分別の区分

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製容器 主としてアルミ製容器	缶
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器
	茶色のガラス製容器
	その他のガラス製容器
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート(P E T)製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	製品プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、
 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量
 及び製品プラスチックの量の見込み (法第8条第2項第4号)

特定分別基準適合物並びに主務省令で定める物の量の見込み

[単位 : t]

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
主としてスチール製の容器	19	18	18	18	17
主としてアルミ製の容器	37	37	36	35	35
無色のガラス製容器	(引渡量) 93 (独自処理量) 0 (合計) 93	(引渡量) 91 (独自処理量) 0 (合計) 91	(引渡量) 90 (独自処理量) 0 (合計) 90	(引渡量) 88 (独自処理量) 0 (合計) 88	(引渡量) 87 (独自処理量) 0 (合計) 87
茶色のガラス製容器	(引渡量) 79 (独自処理量) 0 (合計) 79	(引渡量) 77 (独自処理量) 0 (合計) 77	(引渡量) 76 (独自処理量) 0 (合計) 76	(引渡量) 75 (独自処理量) 0 (合計) 75	(引渡量) 73 (独自処理量) 0 (合計) 73
その他のガラス製容器	(引渡量) 26 (独自処理量) 0 (合計) 26	(引渡量) 25 (独自処理量) 0 (合計) 25	(引渡量) 25 (独自処理量) 0 (合計) 25	(引渡量) 24 (独自処理量) 0 (合計) 24	(引渡量) 24 (独自処理量) 0 (合計) 24
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	3	3	3	3	3

主として段ボール製容器	265	261	256	252	248
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(引渡量) 0 (独自処理量) 224 (合計)	(引渡量) 0 (独自処理量) 221 (合計)	(引渡量) 0 (独自処理量) 217 (合計)	(引渡量) 0 (独自処理量) 213 (合計)	(引渡量) 0 (独自処理量) 210 (合計)
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器容器であって飲料又はしょようゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	224	221	217	213	210
主としてプラスチック製容器包装であつて上記以外のもの	(引渡量) 98 (独自処理量) 0 (合計)	(引渡量) 96 (独自処理量) 0 (合計)	(引渡量) 95 (独自処理量) 0 (合計)	(引渡量) 93 (独自処理量) 0 (合計)	(引渡量) 91 (独自処理量) 0 (合計)
(うち白色トレイ)	98	96	95	93	91
主としてプラスチック製容器包装であつて上記以外のもの	(引渡量) 0 (独自処理量) 204 (合計)	(引渡量) 0 (独自処理量) 200 (合計)	(引渡量) 0 (独自処理量) 197 (合計)	(引渡量) 0 (独自処理量) 193 (合計)	(引渡量) 0 (独自処理量) 190 (合計)
(うち白色トレイ)	204	200	197	193	190
製品プラスチック(プラスチック資源循環法に基づく分別対象物)	204	200	197	193	190
(うち白色トレイ)	(引渡量) 0 (独自処理量) 0 (合計)	(引渡量) 0 (独自処理量) 0 (合計)	(引渡量) 0 (独自処理量) 0 (合計)	(引渡量) 0 (独自処理量) 0 (合計)	(引渡量) 0 (独自処理量) 0 (合計)
製品プラスチック(プラスチック資源循環法に基づく分別対象物)	0	0	0	0	0
(うち白色トレイ)	0	0	0	0	0
製品プラスチック(プラスチック資源循環法に基づく分別対象物)	0	0	0	0	0
(うち白色トレイ)	68	67	66	64	63
製品プラスチック(プラスチック資源循環法に基づく分別対象物)	68	67	66	64	63

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、
容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及
び製品プラスチックの量の見込みの算定方法 (法第8条第2項第4号)

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規
定する主務省令で定める物の量の見込み

=直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

また、人口変動率は、過去の人口変動率を勘案し、次のとおり設定した。

(各年度4月1日)

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
32,321人 (対前年度比) 98.31%	31,776人 (対前年度比) 98.31%	31,240人 (対前年度比) 98.31%	30,713人 (対前年度比) 98.31%	30,195人 (対前年度比) 98.31%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、市民団体による集団回収をおこなっている段ボール、飲料用紙パック及び紙製容器包装については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

分別収集実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管段階
缶	スチール	缶	市による定期回収 (委託業者)	市（選別・保管）
	アルミ			
びん	無色ガラス	びん	市による定期回収 (委託業者)	市（選別・保管）
	茶色ガラス			
	その他ガラス			
紙	飲料用紙パック	飲料用紙パック	市による定期回収 (委託業者)	業者（選別・保管）
	段ボール		集団回収	
	段ボール	段ボール	市による定期回収 (委託業者)	
	紙製容器包装		集団回収	
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期回収 (委託業者)	市（選別・保管）
	プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装		
製品プラスチック		製品 プラスチック	市による定期回収 (委託業者)	市（選別・保管）

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶については、西予市宇和清掃センター・西予市野村クリーンセンター、ガラスびんは、西予市宇和清掃センター・西予市野村クリーンセンター、ペットボトル・プラスチック製容器包装・製品プラスチックは、西予市城川清掃センターでそれぞれ選別、圧縮、保管している。

分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶	コンテナ 及び ネット	4t 平ボデー車 2t 平ボデー車 2t 深ボデー車	市 (圧縮保管)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん	コンテナ	4t 平ボデー車 2t 平ボデー車 2t 深ボデー車	市 (選別保管)
茶色のガラス製容器				
その他の色のガラス製容器				
飲料用紙パック	飲料用紙パック	ひもで 縛る	4t パッカー車 2t 深ボデー車	委託業者 (圧縮保管)
段ボール	段ボール			
紙製容器包装	紙製容器包装			
ペットボトル	ペットボトル	透明袋	4t 平ボデー車 2t 深ボデー車	市 (減容保管)
プラスチック製容器包装	プラスチック 製容器包装	透明袋		
製品プラスチック	製品 プラスチック	透明袋	4t 平ボデー車 2t 深ボデー車	市 (減容保管)

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

本市では、容器包装廃棄物及び製品プラスチックの分別収集を円滑かつ効率的に推進するため、環境委員制度を設けている。また、前述の廃棄物を排出するとき、分別の基準にしたがって適正に排出するよう周知を図るため、資源ごみの出し方を解説したごみ分類表を配布するとともに、環境委員会等で分別の説明会や、広報誌等を活用し広く周知を図っている。